

市税の証明

証明・閲覧申請の手続き

市税に関する証明事項は個人あるいは法人のプライバシーに関わることで、納税義務者本人の承諾(同居の親族は委任状がなくても本人の承諾を得たものとします)がなければ証明書を発行できません。市税に関する証明の申請には次のものをご持参ください。

区分	申請者	必要なもの
個人	本人・同居の親族	・申請者の本人確認書類
	本人・同居の親族以外の人	・本人からの委任状 ・申請者の本人確認書類
法人名義	代表者本人又は代理人	・代表者印、若しくは代表者印を押印した委任状 ・申請者の本人確認書類

※委任者のかたは委任状の内容を確認のうえ、委任者本人の自筆で署名してください。自筆で署名されていない場合は押印が必要です。(法人名義の委任状には代表者印が必要です)

※金融機関で市税を納付された直後に納税証明書を請求する場合は、納付の確認に領収書が必要となる場合がありますので、領収書をご持参ください。

※市役所に来られないかたは、郵送で請求する方法もあります。詳しくは、証明の担当課(51ページ参照)までお問い合わせください。

窓口へお越しのかたの本人確認

各種証明書の申請及び閲覧等で窓口へお越しのかたの本人確認をさせていただいております。これは、第三者の悪意による「なりすまし等」により、不正に証明書等を取得されることを未然に防ぐための措置として実施しているものです。本趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

●本人確認の方法

1. 本人確認書類による確認
2. 上記の書類がない場合は聞き取りによる確認

※本人確認の書類について

*1枚で確認できるもの(写真付きの公的な証明書)

マイナンバーカード、運転免許証、旅券、外国人在留カード、写真付き住民基本台帳カード等

*2枚以上の組み合わせで確認できるもの(下記①から2枚、又は①から1枚及び②から1枚の組み合わせ)

- ① 各種健康保険資格確認書、国民年金手帳、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、交付請求書上に押印した印鑑に係る印鑑証明書、又はこれらと同等の書類
- ② 学生証、法人(国又は地方公共団体を除く)が発行した身分証、国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真付きの資格証明書(①に掲げるものを除く)、キャッシュカード、クレジットカード又はこれらと同等の書類

証明等の種類

種 類		手 数 料	担 当 課
*課税・所得証明書		年度ごと1通 350円	市民税課 税制班 TEL043-484-6114
*非課税証明書		※コンビニ交付の手数料は1通 200円	
*営業証明書		1通 350円	
*狩猟証明書		1通 350円	
*軽自動車税 納税証明書	車検用	無料	債権管理課 管理班 TEL043-484-6116
	車検用以外	1通 350円	
*納税証明書	個人市（県）民税	年度ごと、税目ごとに1通 350円	TEL043-484-6116
	固定資産税・都市計 画税		
	法人市民税		
*固定資産評価・公課証明書		年度ごと1通 350円	資産税課 資産課税班 TEL043-484-6216
名寄帳の写し		(1枚増すごとに100円加算されます)	
*課税証明書		年度ごと1通 350円	
*資産証明書			
住宅用家屋証明書		1通 1,300円	
公図調整図の写し		1通 350円	

「*」印がついている証明書は、各出張所、派出所でも交付しています（注：西志津市民サービスセンターでは交付をしていません）。なお、使用目的によって必要となる証明書が異なりますので、提出先に確認のうえ申請してください。

住所が変わった場合、証明書はどこで発行するの？

市県民税に関する証明書は、住所が変わった場合、その年の1月1日現在に住所のあった市町村で発行することになります。たとえば、令和8年2月に佐倉市に転入されたかたの令和8年度の証明書は、令和8年1月1日に住所のあった市町村で発行することになりますので、該当する市町村に申請して交付を受けてください。

コンビニ交付

佐倉市では、コンビニ交付サービスを利用して住民税の「課税（所得）証明書及び非課税証明書」を発行しています。

このサービスを利用するためには、電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカードをお持ちの場合でも、電子証明書が搭載されていない場合や、有効期限切れ等により失効している場合はご利用できません。ご本人様が市民課または出張所にマイナンバーカードを持参のうえ、電子証明書の発行申請を行ってください。

1. 発行できる税証明書・発行手数料

最新年度の課税（所得）証明書及び非課税証明書（1通につき200円）

※証明書の年度は、6月中旬頃に切り替わります。

（例）令和8年4月1日時点での最新年度：令和7年度

令和8年7月1日時点での最新年度：令和8年度

2. 発行することができない課税（所得）証明書及び非課税証明書

コンビニ交付できない証明書	発行方法
過去年度の課税（所得）証明書及び非課税証明書	市民税課、各出張所、派出所の窓口または郵送にて必要な年度分の申請をしてください。
「調整控除の額」、「税額調整額」、「調整控除のみ適用された市所得割額」が記載された課税（所得）証明書	市民税課、各出張所、派出所の窓口または郵送にて申請していただき、各項目が追記された証明書が必要であることを申し付けください。

3. ご利用できる条件

コンビニ交付をご利用する場合は、以下の条件をすべて満たしている必要があります。

- (1) マイナンバーカードを所持し、利用者証明用電子証明書が有効であること
- (2) 住民登録が佐倉市にあること
- (3) 支援措置等の発行制限を受けていないこと
- (4) 最新の課税対象年度の賦課期日（1月1日）に佐倉市に住民登録があったこと及び住民税が未申告でないこと

4. ご利用できる店舗

・セブン-イレブン ・ファミリーマート ・ローソン ・ミニストップ 等

※キオスク端末（マルチコピー機）が設置された店舗のみでご利用可能です（実際の操作手順は、下記リンクをご覧ください）。

【コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付：地方公共団体情報システム機構】

[<https://www.lg-waps.go.jp/01-01.html>]

5. 利用可能日時

6時30分から23時00分まで

※年末年始（12月29日～1月3日）及びシステムメンテナンス日を除きます。